



地方独立行政法人埼玉県立病院機構

埼玉県立小児医療センター看護師特定行為研修

研修生募集のご案内

近年、少子高齢社会に加え、現役人口(20歳～64歳)が減少する2040年問題に対して、様々な取り組みが行われています。その中で、保健師助産師看護師法の一部が改正され、2015年から医師の手順書により特定行為を行う看護師の研修制度が創設されました。

小児領域では医療的ケア児の割合は年々増加しております。そこで、当センターの理念を踏まえ、チーム医療のキーパーソンである看護師が、子どもたちの未来のために高度な専門知識や技術を身につけ、急性期から在宅医療までを支え、地域に貢献できる人材の育成を目的に、看護師特定行為研修を開催します。

1. 研修方法

本研修では、就労を継続しながら研修を受けられるよう e ラーニングを中心としたカリキュラムで構成しています。特定行為の区分別科目は、2 区分を開催します。選択制になっており、1区分から受講することも可能です。

2. 募集定員

定員10名(各特定行為区分10名)

3. 募集期間

年 2 回

①4月期生 2月上旬～2月中旬 ②11月期生 8月下旬～9月上旬



4. 受講資格

次の要件をすべて満たしていること。

【必須条件】

- 1)看護師免許を有すること。
- 2)看護師の免許取得後、通算 5 年以上の実務経験を有すること。
- 3)所属長(看護部長あるいは同等職位の所属長)の推薦を有すること。
*臨床・臨地現場の方が優先となります。
- 4)指定する期間での実習ができること。
*募集要項、特定行為研修スケジュールを参照してください。

5. 募集要項請求方法

埼玉県立小児医療センターホームページ「看護師特定行為研修」から必要書類をダウンロードしてください
ホームページ:<https://www.saitama-pho.jp/scm-c/>

